

石運輸第465号の7
石運整第281号の7
令和5年10月10日

旅客自動車運送事業者各位
貨物自動車運送事業者各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長
(公印省略)

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙のとおり公示の改正を行った旨の通知があったので、了知願います。

北信交監第73号の2
北信交貨第114号の2
北信技保第87号の2
令和5年10月4日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の
一部改正について

標記について、自動車局長より別添（令和5年9月29日付け国自
安第73号、国自貨第72号、国自整第118号）のとおり通達があ
ったことから公示の一部改正を行ったので、遺漏のないよう取り扱うと
ともに、関係者に対して周知されたい。



公 示

公示第63号

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年
9月30日付け公示第58号）について、別添のとおり一部改正する。
なお、この公示は、令和5年10月4日から施行する。

令和5年10月4日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」新旧

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第58号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年7月9日付け北信交監第125号、北信技整第146号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1 通則</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第16条若しくは第24条の3又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第10条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは(4)①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第58号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年7月9日付け北信交監第125号、北信技整第146号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1 通則</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第16条若しくは第24条の3又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第10条第4項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは(4)①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。</p> <p>(8)・(9) (略)</p>

2 (略)

3 違反点数制度

(1) ~ (3) (略)

(4) (略)

①・② (略)

③ 当該行政処分を行った日から2年間、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故(事業者の運転者又は特定自動運行保安員(以下「運転者等」という。)が第一当事者と推定されるものに限る。)を引き起こしていないこと。

④ (略)

(5) ~ (7) (略)

4 (略)

5 事業停止処分

(1) (略)

① (略)

② 法第17条第4項に基づく安全規則第7条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者等に対して点呼を全く実施していない場合

③ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の3の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の3の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

⑤~⑧ (略)

(2) ~ (13) (略)

6~8 (略)

附 則 (略)

附 則 (令和5年10月4日付け公示第63号で一部改正)

1 この公示は、令和5年10月4日から施行する。

2 令和5年10月3日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規

2 (略)

3 違反点数制度

(1) ~ (3) (略)

(4) (略)

①・② (略)

③ 当該行政処分を行った日から2年間、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故(事業者の運転者が第一当事者と推定されるものに限る。)を引き起こしていないこと。

④ (略)

(5) ~ (7) (略)

4 (略)

5 事業停止処分

(1) (略)

① (略)

② 法第17条第4項に基づく安全規則第7条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

③ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の2の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の2の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

⑤~⑧ (略)

(2) ~ (13) (略)

6~8 (略)

附 則 (略)

(新規)

定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあっては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

公示第58号

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。

なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年7月9日付け北信交監第125号、北信技整第146号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

平成21年9月30日

北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子

1 通則

(1) 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する行政処分（以下単に「行政処分」という。）の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の全部又は一部の停止処分（以下「事業停止処分」という。）及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行うべき違反行為は、この通達に定めるほか、別に定める。

(3) 違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（(4)及び(7)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- ② 違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの
 - ロ 廃止営業所と同一の地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）
 - ハ 廃止営業所に最寄りの営業所（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）
- （4）違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの
 - ② 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①に該当する営業所がない場合に限る。）
 - ③ 当該事務所に最寄りの営業所（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。）
- （5）行政処分等について加重又は軽減する場合その他必要と認められる場合は、地方運輸局に置く貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議に付すものとする。
- （6）行政処分等（許可の取消処分を除く。）を行う場合は、原則として事業者を運輸支局又は地方運輸局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から原則3月以内に報告を行うよう措置するものとする。
- （7）法第16条若しくは第24条の3又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第10条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、（4）①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- （8）違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分等を行う。
- （9）違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。3（6）及び6（2）②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- ①違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(3)②の例にならって取り扱うものとする。
- ②違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

2 処分日車数制度

- (1) 事業者に対する行政処分等は、この通達によるほか、別に定める基準により、違反行為ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。
- (2) 行政処分を行うべき違反営業所又は1(3)から(9)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）には、(1)の基準日車等を合計した日車数（以下「処分日車数」という。）を付すものとする。
- (3) 最高速度違反行為（下命又は容認に係るものは除く。）その他の別に定める違反行為については、(2)の規定にかかわらず、別途個別に処分するものとする。

3 違反点数制度

- (1) 2(2)及び(3)による処分日車数10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- (2) 5(1)による事業停止処分を行う事業者には、(1)のほか、5(1)各号に掲げる違反行為ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、5(1)⑤に該当したことに伴って5(1)②に該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。
- (3) (1)及び(2)により付された違反点数は、事業者ごとに、管轄区域単位で累計し、当該営業所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
- (4) (3)による違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁等を行った日。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。
 - ① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていない、又は当該行政処分に係る違反行為を行った日において全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所に認定されていること。
 - ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
 - ③ 当該行政処分を行った日から2年間、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故（事業者の運転者又は特定自動車運行保安員（以下「運転者等」という。）が第一当事者と推定されるものに限る。）を引き起こしていないこと。
 - ④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、又は大型自動車等

無資格運転がないこと。

- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4) ただし書の規定は、適用しない。
- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4) の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- (7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4) の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4) ただし書の規定は、適用しない。

4 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所等に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、許可の取消処分を行う場合は、自動車等の使用停止処分は行わないものとする。
- (2) 自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車の数（以下「処分車両数」という。）は、処分日車数及び違反営業所等に所属する事業用自動車の数に応じ、次の表のとおりとし、所属する事業用自動車の5割を超えないものとする。

なお、処分車両数の算出において、けん引車及び被けん引車については、合計して1両と算出して取り扱うこととした上で、けん引車を基準として処分車両数に算入するものとする。

ただし、けん引車の数が被けん引車の数より多い場合における被けん引車の扱いについては、使用停止処分の対象とするけん引車の数にかかわらず、被けん引車の数の5割を限度とすることとする。

(例) けん引車10両、被けん引車6両を保有する場合の停止例（日車数に応じて）

停止車両数が1両	→	けん引車1両	+	被けん引車1両	
〃	2両	→	けん引車2両	+	被けん引車2両
〃	3両	→	けん引車3両	+	被けん引車3両
〃	4両	→	けん引車4両	+	被けん引車3両
〃	5両	→	けん引車5両	+	被けん引車3両

処分日車数 「X」	所属する事業用自動車の数			
	～10両	11両 ～20両	21両 ～30両	31両～
～ 10日車	1 両	1 両	1 両	1 両
11 ～ 30日車	1 両	2 両	2 両	2 両
31 ～ 60日車	1 両	2 両	3 両	3 両
61 ～ 80日車	2 両	3 両	4 両	5 両
81日車～	$Y + (X - 80) / 10$ (注1)			

(注1) 端数は切り上げることとし、81日車～の欄の「Y」は、所属する事業用自動車の数が31両以上の場合を除き、処分日車数61～80日車の各欄に定める処分車両数とし、所属する事業用自動車の数が31両以上の場合にあっては、「8」とする。

(注2) この表に定める処分車両数によらない処分車両数とすることが適切であると認められる場合は、(3)により算出される期間が10日以上となる範囲で、処分車両数を決定することができるものとする。

- (3) 自動車等の使用停止処分を行う期間は、処分日車数を(2)による処分車両数で除して得た整数の日数とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日数の使用停止をさらに行うものとする。
- (4) 自動車等の使用停止処分を行うときは、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車(被けん引車を除く。)の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

5 事業停止処分

- (1) 次の①から⑧までのいずれかに該当する場合(6(1)④に該当する場合を除く。)において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴って②に該当する場合の事業の停止期間(以下「事業停止期間」という。)は、合わせて30日間とする。

また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする(以下同じ。)

- ① 法第17条第1項に基づく安全規則第3条第4項の規定に違反して、貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号)が、著しく遵守されていない場合
- ② 法第17条第4項に基づく安全規則第7条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者等に対して点呼を全く実施していない場合
- ③ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の3の規定に違反して、営業

所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の3の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑤ 法第18条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑥ 法第27条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

⑦ 法第27条第2項の規定に違反して、事業の貸渡し等を行っていた場合

⑧ 法第60条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った場合

(2) (1)のほかに事業停止処分を行う場合及び事業停止処分の対象とする営業所（以下「処分対象営業所」という。）は、原則として、次の表のとおりとする。

	事業停止処分を行う場合	処分対象営業所
①	一の管轄区域に係る違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が30点以下の事業者について、違反営業所等に270日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
②	一の管轄区域に係る累積点数が31点以上の事業者について、違反営業所等に180日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
③	違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が51点以上80点以下となった場合	当該違反営業所等の所在する管轄区域内の全ての営業所（5（1）各号、（2）①及び②の処分対象営業所を除く。）

(注1) ①及び②の事業停止処分については、法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項並びに第22条第2項及び第3項による違反行為に係る日車数の和とこれら以外の違反行為に係る日車数の和を比べ、そのいずれかが、①又は②の基準を満たした場合に発動するものとする。

(注2) 同一管轄区域内の営業所に係る③の事業停止処分の2回目以後の発動については、前回の③の発動の後に付された当該管轄区域内の違反点数の累計が51点以上となる場合に限るものとする。

(3) (2)の表①から③までの処分対象営業所の事業停止期間は、処分日車数に応じ、次の表のとおりとする。

	処分日車数				
	179日車 以下	180日車 ～ 269日車	270日車 ～ 359日車	360日車 ～ 499日車	500日車 以上
①の営業所	—		3日	7日	14日
②の営業所	—	3日	7日	14日	—
③の営業所	3日				

- (4) 処分対象営業所は、事業停止期間中、当該営業所に所属する全ての事業用自動車について使用の停止を行うほか、当該営業所に係る関係行為を停止させるものとする。
- (5) 事業停止処分を行うときは、処分対象営業所に所属する全ての事業用自動車について、自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。この場合においては、4(4)ただし書の規定を準用する。
- (6) 5(2)の事業停止処分を行う場合、処分日車数から、5(3)の事業停止期間の日数に処分対象営業所に所属する事業用自動車の数(4(2)なお書部分を準用する。)を乗じて得た日車数を減じてなお余りがある場合は、事業停止処分と併せて、余った処分日車数に相当する自動車等の使用停止処分を4(2)から(4)までの規定に基づいて行うものとする。
- (7) (1)から(6)までの規定により事業停止処分を行うことが、住民生活又は経済活動に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、これらの規定にかかわらず、必要最小限の事業用自動車に限り使用を認めることができる。この場合においては、別途、事業停止期間に使用を認めた事業用自動車の数を乗じて得た日車数に相当する自動車等の使用停止処分を4(2)から(4)までの規定に基づいて行うものとする。
- (8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合
- ② 事業者又は当該違反営業所に選任された運行管理者(以下「事業者等」という。)が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を行った場合
- ② 事業者等が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (10) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((8)に該当する場合を除く。)には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。

- ① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等（自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該運転者が第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
 - ② 事業者等が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (11) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(9)に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
 - ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (12) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(8)又は(10)に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
 - ② 事業者等が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (13) (8)から(12)までにおいて「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議
 - ② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取
 - ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知

6 許可の取消処分

- (1) 許可の取消処分は、原則として、次の①から⑩までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。
- ① 事業停止処分を過去2年間に3回受けていた事業者が、5（2）の表①から③までのいずれかに該当することとなった場合
 - ② 違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が81点以上となった場合
 - ③ 法第33条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業停止処分又は法第34条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車の登録番号標の領置の命令に違反した場合
 - ④ 5（1）による事業停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同一の違反（この場合において、5（1）⑧に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（5（1）①から⑤までに掲げる違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）

- ⑤ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合
- ア 法第8条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令
 - イ 法第16条第3項に規定する安全管理規程の変更命令
 - ウ 法第16条第7項に規定する安全統括管理者の解任命令
 - エ 法第23条に規定する輸送の安全確保の命令（⑩及び⑪に該当する場合を除く。）
 - オ 法第25条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令
 - カ 法第26条に規定する事業改善の命令
 - キ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第84条第1項に規定する運送に関する命令
- ⑥ 道路運送法第83条の規定に違反して有償で旅客運送を行い、かつ、反復的又は計画的なものと認められて4に規定する自動車等の使用停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同一の違反をした場合
- ⑦ 法第59条第1項の規定による事業の許可に付した条件（運輸開始の期限に限る。）に違反して運輸の開始を行わず行政処分等を受けた事業者が、当該行政処分等を受けた後も運輸の開始を行わない場合
- ⑧ 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められる場合
- ⑨ 法第5条第1号、第2号、第7号又は第8号に該当するに至った場合
- ⑩ 「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成16年6月30日付け国自総第120号、国自貨第29号。以下「確保命令通達」という。）1.（7）に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令（特定の違反項目に限る。）に従わなかった場合。
- ⑪ 確保命令通達1.（8）に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令に従わなかった場合。

(2) 次のいずれかに該当する場合の（1）①又は④から⑦までの行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

- ① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。
- ② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

7 行政処分等又は命令の公表

この通達に基づく行政処分等又は法第23条若しくは第26条の規定に基づく命令（以下「安全確保命令等」という。）については、行政処分等又は安全確保命令等を受けた事業者の名称及び処分内容等を別に定める基準により公表するものとする。

8 貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等

- (1) 1の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等について準用する。
- (2) 2の規定は、貨物軽自動車運送事業者に係る処分日車数制度に準用する。
- (3) 4(1)(ただし書を除く。)及び(4)の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分に準用する。ただし、処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分の決定は、処分権者が行うものとする。
- (4) 貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分は、(3)により処すべき処分期間が6月を超えることとなった場合又は6(1)③、④(5(1)⑧)に該当するものに限る。)若しくは⑤のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反営業所等に対して、6月の間行うものとする。
- (5) 5(4)及び(5)の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分について準用する。
- (6) (1)から(3)まで及び(5)の規定による準用についての読替は、次の表のとおりとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
1(1)	一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者	貨物軽自動車運送事業者
	、事業の全部又は一部の停止処分(以下「事業停止処分」という。)及び許可の取消処分	及び事業停止処分
1(3)①	一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業	貨物軽自動車運送事業
1(5)	地方運輸局	運輸支局
4(4)	自動車検査証	自動車検査証(二輪の軽自動車にあつては、軽自動車届出済証)
	自動車登録番号標	車両番号標
5(5)	自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置	自動車検査証(二輪の軽自動車にあつては、軽自動車届出済証)の返納及び車両番号標の領置
	4(4)ただし書	8(6)の規定により読み替えて適用する4(4)ただし書

附 則

- この公示は、平成21年10月1日から施行する。
- 5(7)、(9)及び(12)の規定は、この公示の施行後に違反行為があつたものについて適用し、この公示の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成16年通達の規定により行政処分等を行うものとする。

附 則 (平成21年11月20日付け公示第94号で一部改正)

この公示は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月4日付け公示第70号で一部改正)

この公示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月9日付け公示第4号で一部改正）

この公示は、平成24年4月16日から施行する。

附 則（平成25年9月20日付け公示第44号で一部改正）

- 1 この公示は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
- 3 5（1）の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、改正前の「貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月30日付け北信交貨第273号、北信交監第138号、北信技保第86号）の別表に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成29年1月16日付け公示第77号で一部改正）

この公示は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（平成30年4月6日付け公示第3号で一部改正）

- 1 この公示は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和元年10月31日付け公示第62号で一部改正）

- 1 この公示は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和2年11月26日付け公示第36号で一部改正）

- 1 この公示は、令和2年11月27日から施行する。
- 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和3年5月31日付け公示第8号で一部改正）

この公示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和5年10月4日付け公示第63号で一部改正）

- 1 この公示は、令和5年10月4日から施行する。
- 2 令和5年10月3日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあつては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

北信交監第74号の2
北信交貨第115号の2
北信技保第88号の2
令和5年10月4日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び
日車数等について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長より別
添（令和5年9月29日付け国自安第74号、国自貨第73号、国自整
第119号）のとおり通達があったことから公示の一部改正を行ったの
で、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。



公 示

公示第64号

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月30日付け公示第59号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、令和5年10月4日から施行する。

令和5年10月4日

北陸信越運輸局長 佐橋真人



「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第59号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為にかかる日車数等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」(平成16年7月9日付け北信交監第128号、北信技整第149号。以下「平成16年通達」という)は廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1～10 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和5年10月4日付け公示第64号で一部改正)</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第59号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為にかかる日車数等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」(平成16年7月9日付け北信交監第128号、北信技整第149号。以下「平成16年通達」という)は廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1～10 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

- 1 この公示は、令和5年10月4日から施行する。
- 2 令和5年10月3日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあっては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新					旧				
別表					別表				
適用条項	違反行為	基準日車等		備考	適用条項	違反行為	基準日車等		備考
		初違反	再違反				初違反	再違反	
法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第2条第1項第2号	事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反 ① 営業所を区域外に設置 ② その他	20日車 10日車	40日車 20日車		法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第2条第1項第2号	事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反 ① 営業所を区域外に設置 ② その他	20日車 10日車	40日車 20日車	
第3号、第4号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車 10日車	20日車 20日車		第3号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車 10日車	20日車 20日車	
第5号	自動車車庫の位置及び収容能力違反 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	20日車 20日車 10日車	40日車 40日車 20日車		第4号	自動車車庫の位置及び収容能力違反 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	20日車 20日車 10日車	40日車 40日車 20日車	
第6号	乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	10日車 10日車 警告	20日車 20日車 10日車		第5号	乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	10日車 10日車 警告	20日車 20日車 10日車	
第7号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車		第6号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第8号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車		第7号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
法第9条第3項前段 施行規則第6条第1項第1号、第2号	事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	警告	10日車		法第9条第3項前段 施行規則第6条第1項第1号	事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	警告	10日車	
第3号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	10日車		第2号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	10日車	
法第17条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 1 必要な員数の運転者の確保違反 2 必要な員数の特定自動運行保安員の確保違反	警告 警告	10日車 10日車		法第17条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反 (新設)	警告	10日車	
第4項	1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時」 ① 設定不適切 ② 未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車 警告 10日車 10日車 20日車 20日車 40日車	10日車 10日車 20日車 20日車 20日車 20日車 40日車		第4項	1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時」 ① 設定不適切 ② 未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車 警告 10日車 10日車 20日車 20日車 40日車	10日車 10日車 20日車 20日車 20日車 20日車 40日車	
	(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し 基準日車等 を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり 基準日車 を算出し、上記の 基準日車等 に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。					(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し 処分日車数 を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり 処分日車数 を算出し、上記の 処分日車数 に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。			
第5項	3 乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)	10日車	20日車		第5項	3 乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務)	10日車	20日車	
第6項	酒酔い・酒気帯び 運行の業務 1 疾病、疲労等のおそれのある 運行の業務 (注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病・疲労等 運行の業務 4 薬物等使用 運行の業務	100日車 警告 20日車 40日車 40日車 80日車 80日車 80日車 100日車	200日車 10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車		第6項	酒酔い・酒気帯び 乗務 1 疾病、疲労等のおそれのある 乗務 (注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病・疲労等 乗務 4 薬物等使用 乗務	100日車 警告 20日車 40日車 40日車 40日車 80日車 80日車 100日車	200日車 10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車	
	(注1) 疾病のおそれのある 運行の業務 とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で 運行の業務 に従事させることをいう。 (注2)					(注1) 疾病のおそれのある 乗務 とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で 乗務 させることをいう。 (注2)			

新					
別表	違 用 条 項	反 事 項	基 準 日 車 等		備 考
			初 違 反	再 違 反	
		健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに 運行の業務に従事 させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに 運行の業務に従事 させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。			
第8項	100km超運行系統の 運行の業務 基準の設定違反 ① 設定事項不足 ② 一部運行系統未設定 ③ 全運行系統未設定		勸告 警告 10日車	警告 10日車 20日車	
	運行の業務 基準遵守の指導及び監督違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切		警告 10日車	10日車 20日車	
安全規則第3条の2第1項	特定自動運行保安員の乗務等義務違反		警告	10日車	
第2項	特定自動運行貨物運送のための体制の整備違反		10日車	20日車	
法第17条第1項第2号 安全規則第3条の3 (道路運送車両法(以下「車両法」という。))第40～43条、第47条)	事業用自動車の安全性の確保義務違反 点検整備違反 整備不良車両等 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なもの及び4を除く。) 2 不正改造のもの(速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。) 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 4 ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの(注)		10日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数	
	(注) ・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実にに行われていることの証明があった場合 ・車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。				
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚		警告 3日車×違反車両数 警告 60日車	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車	
第3条の4	点検等のための施設の不備		警告	10日車	
第3条の5	整備管理者の研修受講義務違反		10日車	20日車	
第8条	業務 の記録違反 1 記録(30業務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載		警告 10日車 30日車	10日車 20日車 60日車	

旧					
別表	違 用 条 項	反 事 項	基 準 日 車 等		備 考
			初 違 反	再 違 反	
		健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに 乗務 させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに 乗務 させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。			
第8項	100km超運行系統の 乗務 基準の設定違反 ① 設定事項不足 ② 一部運行系統未設定 ③ 全運行系統未設定		勸告 警告 10日車	警告 10日車 20日車	
	乗務 基準遵守の指導及び監督違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切		警告 10日車	10日車 20日車	
(新設)					
(新設)					
法第17条第1項第2号 安全規則第3条の2 (道路運送車両法(以下「車両法」という。))第40～43条、第47条)	事業用自動車の安全性の確保義務違反 点検整備違反 整備不良車両等 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの(速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。) 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用		10日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数	
	(注) ・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実にに行われていることの証明があった場合 ・車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。				
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚		警告 3日車×違反車両数 警告 60日車	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車	
第3条の3	点検等のための施設の不備		警告	10日車	
第3条の4	整備管理者の研修受講義務違反		10日車	20日車	
第8条	乗務 等の記録違反 1 記録(30乗務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載		警告 10日車 30日車	10日車 20日車 60日車	

新					旧				
別表					別表				
適用条項	違反事項	基準日車等		備考	適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反				初違反	再違反	
第9条	4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 30日車	10日車 60日車		第9条	4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 30日車	10日車 60日車	
	運行記録計による記録違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30業務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記録 3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 30日車 60日車	10日車 20日車 60日車 120日車			警告 10日車 30日車	10日車 20日車 60日車		
第9条の5第1項	運転者等台帳 1 作成 ① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③ 全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車		第9条の5第1項	運転者等台帳 1 作成 ① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③ 全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 40日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車	
第2項、第3項	運転者等台帳の保存義務違反	警告	10日車		第2項	運転者等台帳の保存義務違反	警告	10日車	
第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行 運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全て保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 40日車 警告 60日車	10日車 80日車 10日車 120日車		第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対し 運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全て保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 40日車 警告 60日車	10日車 80日車 10日車 120日車	
第10条第2項	指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性 診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合) 2 運転適性診断の受診状況 ① 受診なし1名 ② 受診なし2名以上	警告 10日車 10日車	10日車 20日車		第10条第2項	指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性 診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ① 一部不適切 ② 大部分不適切 2 運転適性診断の受診状況 ① 受診なし1名 ② 受診なし2名以上	警告 10日車 10日車	10日車 20日車	
(注) ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。					(注) ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。				
第10条第3項	特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反 特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全部保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 警告 警告 60日車	10日車 10日車 80日車 120日車		(新設) (新設)				
第10条第4項	非常信号用具等の取扱指導違反	勸告	警告		第10条第3項	非常信号用具等の取扱指導違反	勸告	警告	
第10条第5項	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第5項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1092号。)による全従業員に対する指導及び監督違反	警告	10日車		第10条第4項	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第4項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1092号。)による全従業員に対する指導及び監督違反	警告	10日車	

公 示

5. 10. 4改訂版

公示第59号

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び
日車数等について

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為にかかる日車数等を下記のとおり定めたので公示する。

なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」（平成16年7月9日付け北信交監第128号、北信技整第149号。以下「平成16年通達」という）は廃止する。

平成21年9月30日

北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子

記

- 1 (1) この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - ① 「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。
 - ② 「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為（以下「過積載違反」という。）の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を1度行っている場合の当該過積載違反をいう。
 - ③ 「累違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載違反の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を2度以

上行っている場合の当該過積載違反をいう。

(2) 次に掲げる違反について、(1)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第8条第2項、第16条第3項若しくは第7項、第23条、第25条第4項若しくは第26条又は道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第84条第1項の規定による命令違反

② 法第27条第1項又は第2項の違反

③ 法第60条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(3) 次のいずれかに該当する場合の(1)①から③までにおける営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（局長通達1(9)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、営業所に係る運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

2 局長通達1(2)の規定により行政処分等を行うべき違反行為は、別表に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。

3 行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び勧告又は警告の区分（以下「日車数等」という。）は、別表に定める基準日車等を基礎として決定する。

- 4 別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車等は、再違反の基準日車等が警告である事項にあつては警告、それ以外の事項にあつては再違反の2倍の日車数として扱う。
- 5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）に伴い引き起こした事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故をいう。以下同じ。）の内容が次のいずれかに該当する場合には、局長通達5（8）から（12）までに該当する場合を除き、3及び4の規定による日車数等を加重することができる。
- ① 違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当の理由が認められる場合の当該違反行為
 - ② 違反行為が救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為
 - ③ 違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるものである場合
- 6 5により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上回らない日車数に、勧告については警告に、警告については10日車に加重するものとする。ただし、局長通達1（5）の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議を経た後、本省自動車局安全政策課及び貨物課に稟伺した場合は、この限りではない。
- 7 輸送の安全確保義務違反（初違反であり、基準日車等が10日車以下、勧告又は警告とされているものに限る。）について、違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつた場合又は乗務員に対する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね適切に行っていたと認められる場合は、3及び4の規定による日車数等を軽減することができる。
- 8 7により日車数の軽減を行う場合は、10日車については警告に、警告については勧告に軽減するものとする。

- 9 複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの違反行為は一の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの違反行為の日車数の合計とする。
- 10 貨物軽自動車運送事業者に係る違反行為の日車数等の決定については、1から9までの規定を準用する。

附 則

- 1 この公示は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この公示の施行前の違反行為については、廃止前の平成16年通達に従って行政処分等を行うものとする。
- 3 平成21年12月31日までにに行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附 則（平成21年11月20日付け公示第95号で一部改正）

この公示は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成23年1月4日付け公示第71号で一部改正）

- 1 この公示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日までの違反行為については、改正前の公示により行政処分を行うものとする。

附 則（平成23年3月31日付け公示第106号で一部改正）

この公示記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業法第17条第3項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項の規定は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年4月9日付け公示第8号で一部改正）

この公示は、平成24年4月16日から施行する。

附 則（平成25年9月20日付け公示第45号で一部改正）

- 1 この公示は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 貨物処分公示附則2に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月27日付け公示第124号で一部改正）

この公示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日付け公示第67号で一部改正）

- 1 この公示は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この公示記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

附 則（平成29年1月16日付け公示第78号で一部改正）

この公示は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（平成30年4月6日付け公示第40号で一部改正）

- 1 この公示は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和元年10月31日付け公示第63号で一部改正）

- 1 この公示は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和2年11月26日付け公示第37号で一部改正）

- 1 この公示は、令和2年11月27日から施行する。
- 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和3年5月31日付け公示第9号で一部改正）

- 1 この公示は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和5年10月4日付け公示第64号で一部改正）

- 1 この公示は、令和5年10月4日から施行する。
- 2 令和5年10月3日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した

違反行為にあつては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
法第8条第1項	事業計画に定めるところに従う義務違反	法第9条第1項、第3項の基準日車等を適用		
第2項	事業計画に従うべき命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤アによる。	
法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第2条第1項第2号	事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反 ① 営業所を区域外に設置 ② その他	20日車 10日車	40日車 20日車	
第3号、第4号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車 10日車	20日車 20日車	
第5号	自動車車庫の位置及び収容能力違反 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	20日車 20日車 10日車	40日車 40日車 20日車	
第6号	乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	10日車 10日車 警告	20日車 20日車 10日車	
第7号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第8号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第2項第1号	特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反	20日車	40日車	
第2号	特別積合せ事業者の営業所、荷扱所の積卸施設違反 ① 取扱能力不足 ② その他	10日車 警告	20日車 10日車	
第4号	運行系統の違反	10日車	20日車	
第5号	運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数	10日車	20日車	
第3項第1号	貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反	10日車	20日車	
法第9条第3項前段 施行規則第6条第1項第1号、第2号 第3号	事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反 各営業所に配置する運行車の数違反	警告 警告	10日車 10日車	
法第9条第3項後段 施行規則第7条第1項第1号 第2号、第3号	事業計画変更の事後届出違反 主たる事務所の名称及び位置の変更違反 営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反	警告 10日車	10日車 20日車	
第4号	業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更違反	警告	10日車	
法第10条第1項	運送約款認可違反	20日車	40日車	
法第11条	運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の無掲示	警告	10日車	
法第16条第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車	
法第16条第2項 貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という。)第2条の5	安全管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)	10日車	20日車	
法第16条第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤イによる。	
法第16条第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車	
法第16条第5項 安全規則第2条の7	安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	

別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
法第16条第6項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車	
法第16条第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤ウによる。	
法第17条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反 必要な員数の特定自動運行保安員の確保違反	警告 警告	10日車 10日車	
第3項	1 休憩・睡眠施設の整備違反 2 休憩・睡眠施設の管理、保守違反	30日車 警告	60日車 10日車	
第4項	1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。)違反 ① 設定不適切 ② 未設定	警告 10日車	10日車 20日車	
	2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車	
	(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上	10日車 20日車	20日車 40日車	
	(注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。			
第5項 第6項	3 乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間) 酒酔い・酒気帯び運行の業務 1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病、疲労等による運行の業務 4 薬物等使用運行の業務	10日車 100日車 警告 20日車 40日車 40日車 80日車 100日車	20日車 200日車 10日車 40日車 80日車 80日車 160日車 200日車	
	(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに運行の業務に従事させていた又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当する場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。			
第7項	交替運転者の配置違反 ① 未配置5件以下 ② 未配置6件以上	10日車 20日車	20日車 40日車	
第8項	100km超運行系統の運行の業務基準の設定違反 ① 設定事項不足 ② 一部運行系統未設定 ③ 全運行系統未設定 運行の業務基準遵守の指導及び監督違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切	警告 警告 10日車 警告 10日車	警告 10日車 20日車 10日車 20日車	
安全規則第3条の2第1項	特定自動運行保安員の乗務等義務違反	警告	10日車	
第2項	特定自動運行貨物運送のための体制の整備違反	10日車	20日車	

別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
法第17条第1項第2号 安全規則第3条の3 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40～43条、第47条)	事業用自動車の安全性の確保義務違反 点検整備違反 整備不良車両等 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なもの及び4を除く。) 2 不正改造のもの(速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。) 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 4 ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの(注)	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車	
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数6回未満 ② 未実施回数6回以上15回未満 ③ 未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 整備管理者選任なし	局長通達5(1)④及び6(1)④による		
(車両法第50条第2項) (車両法第52条)	整備管理者に対する権限付与義務違反 整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出 ① 選任(変更)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの	10日車 警告 40日車	20日車 10日車 80日車	
(車両法第53条) (車両法第58条第1項) (車両法第66条第1項) (車両法第48条)	整備管理者の解任命令違反 無車検運行 自動車検査証の備付け 定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	40日車 60日車×違反車両数 警告 警告 5日車×違反車両数 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	80日車 80日車 120日車×違反車両数 10日車 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。			
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚 点検等のための施設の不備	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車 警告 3日車×違反車両数 警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車	

別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
第3条の5	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車	
法第17条第3項	過積載運送の引受け、指示等			
	1 過積載による運送の引受け			
	① 過積載の程度が5割未満のもの	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	
	② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
	③ 過積載の程度が10割以上のもの	30日車×違反車両数	60日車×違反車両数	
	2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成	10日車	20日車	
	3 過積載による運送の指示	20日車	40日車	
安全規則第4条	過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日車	20日車	
法第17条第4項	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反			
安全規則第5条	1 貨物の積載方法違反	警告	10日車	
	2 コンテナの落下防止措置未実施	20日車	40日車	
安全規則第5条の2	限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢	10日車	20日車	
第6条	自動車車庫の位置違反	10日車	20日車	
第7条第1項～第3項	点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して)			
	1 未実施			
	① 未実施19件以下	警告	10日車	
	② 未実施20件以上49件以下	10日車	20日車	
	③ 未実施50件以上(注2)	20日車	40日車	
	2 不適切			
	① 一部実施不適切	警告	10日車	
	② 全て実施不適切	10日車	20日車	
	(注1)			
	・ 補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。			
	・ 運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。			
	・ 点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は、点呼未実施とする。			
	・ 「実施不適切」とは、実施事項に不備がある場合をいう。			
	・ 未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。			
	(注2)			
	局長通達5(1)②に該当するものを除く。			
第4項	アルコール検知器備え義務違反			
	検知器の備えなし(注)	60日車	120日車	
	(注)			
	備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。			
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車	
	(注)			
	常時有効保持義務違反とは、			
	① 正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。			
	② 正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。			
第5項	点呼の記録違反			
	1 記録			
	① 一部記録なし	警告	10日車	
	② 全て記録なし	30日車	60日車	
	2 記載事項等の不備	警告	10日車	
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車	
	4 記録の保存			
	① 一部保存なし	警告	10日車	
	② 全て保存なし	30日車	60日車	
第8条	業務の記録違反			
	1 記録(30業務に対して)			
	① 記録なし5件以下	警告	10日車	
	② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)	10日車	20日車	
	③ 全て記録なし	30日車	60日車	
	2 記載事項等の不備	警告	10日車	
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車	

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考	
		初違反	再違反		
第9条	4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 30日車	10日車 60日車		
	運行記録計による記録違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30業務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記録	警告 10日車 30日車 60日車	10日車 20日車 60日車 120日車		
第9条の2	3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 30日車	10日車 60日車		
	事故の記録の違反 1 記録 ① 記録なし2件以下 ② 記録なし3件以上 2 記録事項の不備 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告	10日車 20日車 10日車		
第9条の3第1項～第3項	運行指示書 1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等が必要な30運行に対して) ① 5件以下 ② 6件以上15件以下 ③ 16件以上 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車		
	第4項	運行指示書及び写しの保存義務違反	20日車	40日車	
第9条の5第1項	運転者等台帳 1 作成 ① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③ 全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車		
	第2項、第3項	運転者等台帳の保存義務違反	警告	10日車	
第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反 1 「2」「3」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合) 2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)があったものに限る。(注1)(注3) 3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注2)(注3)	警告	10日車		
		初回	2回目	3回目	4回目以上
		警告	10日車	20日車	40日車
		初回	2回目以上		
		警告	10日車		
	(注1)				

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
第10条第2項	<p>① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内に、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。</p> <p>また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(下命又は容認に係るものを除く。)のみがあつた場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。</p> <p>ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るものを除く。)の件数が3件に達した場合にあつては、再違反の基準を適用するものとする。</p> <p>② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の基準日車数を適用して処分するものとする。</p> <p>ただし、この場合、大型車両(最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上のものをいう。)にあつては、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。</p> <p>(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。(イ)において同じ。)が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)</p> <p>(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車を除く。)が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)</p> <p>③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。</p> <p>(注2)</p> <p>① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転を除く。以下同じ。)に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があつた場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。</p> <p>また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転に係るものを除く。)のみの場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。</p> <p>② 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車を除く。)が存する場合にあつては、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。</p> <p>③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があつた場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。</p> <p>④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。</p> <p>(注3)</p> <p>2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)その他の別に定める違反行為」として、別途個別に処分するものとする。</p>			
		<p>運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存</p> <p>1 記録</p> <p>① 一部記録なし又は記録の一部保存なし</p> <p>② 全て記録なし又は記録の全て保存なし</p> <p>2 記載事項等の不備</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p> <p>指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反</p> <p>1 特別な指導の実施状況(注)</p> <p>① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合)</p> <p>② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合)</p> <p>2 運転適性診断の受診状況</p>	<p>警告</p> <p>40日車</p> <p>警告</p> <p>60日車</p> <p>警告</p> <p>10日車</p> <p>10日車</p>	<p>10日車</p> <p>80日車</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p>

別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
	① 受診なし1名 ② 受診なし2名以上	警告 10日車	10日車 20日車	
第10条第3項	(注) ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。 特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反 特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全部保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 警告 40日車 警告 60日車	10日車 10日車 80日車 10日車 120日車	
第10条第4項	非常信号用具等の取扱指導違反	勧告	警告	
第10条第5項	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第5項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1092号。)による全従業員に対する指導及び監督違反	警告	10日車	
第11条 第12条	異常気象時等における措置違反 安全の確保のための服務規律制定義務違反	警告 警告	10日車 10日車	
第21条第1項、第2項	運行管理規程の制定違反 ① 不適切 ② 未制定	警告 20日車	10日車 40日車	
第22条	運行管理者に対する指導及び監督違反(指導監督不適切)	10日車	20日車	
第23条第1項	1 死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 2 運行管理者の講習受講義務違反	20日車 10日車	40日車 20日車	
法第18条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反 1 管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車 局長通達5(1)⑤及び6(1)④による	40日車	
第2項 第3項	統括運行管理者の選任違反 補助者の要件違反	20日車 警告	40日車 10日車	
法第18条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
法第22条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	
第3項	運行管理者の助言に対する尊重義務違反	警告	10日車	
法第22条の2	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	実運送を行った事業者に適用される基準日車等		
法第23条	輸送の安全確保の命令違反(注) (注) 局長通達6(1)⑩及び⑪に該当するものを除く。	60日車	局長通達6(1)⑤工による	
法第24条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車	
法第24条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反	警告	10日車	
法第24条の4	事業の適確な遂行に係る遵守義務違反			

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
施行規則第14条第1号	車庫の規模の確保義務違反	10日車	20日車	
第2号	1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 2 1の社会保険等の保険料未納(注2)	警告 20日車 40日車 20日車	10日車 40日車 80日車 40日車	
	(注1) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「社会保険等の保険料未納」とは、納付先機関へ保険料が全く支払われていないことをいう。			
法第25条	損害賠償の支払能力確保義務違反	20日車	40日車	
第1項	公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車	
第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 2 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注) ① 一部の運転者への支払い ② 全ての運転者への支払い 3 その他(別に定められるものを除く。)	40日車×違反車両数 10日車 20日車 警告	80日車×違反車両数 20日車 40日車 10日車	
	(注) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。			
第3項	特定荷主に対する不当な差別的取扱い	警告	10日車	
第4項	公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤オによる	
法第26条	事業改善の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤カによる	
法第27条第1項	名義貸し	局長通達5(1)⑥及び6(1)④による		
法第27条第2項	事業の貸渡し等	局長通達5(1)⑦及び6(1)④による		
法第29条第1項	無許可の業務の管理の受委託	60日車	120日車	
法第30条第1項、第2項	事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車	
法第32条	事業の無届出休止・廃止 ① 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められるもの ② その他	局長通達6(1)⑧による 10日車	20日車	
法第33条第1項第1号	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第3項	返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	20日車	
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ① 未加入者1名 ② 未加入者2名	警告 警告 20日車	局長通達6(1)⑦による 10日車 40日車	

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
	③ 未加入者3名以上 3 その他の条件違反	40日車 20日車	80日車 40日車	
	(注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。			
法第60条第1項	報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車	
法第60条第4項 施行規則第44条第1項第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号	検査拒否、虚偽の陳述等 運輸開始の未届出 事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出 休止事業の再開未届出 法第8条第2項、第23条、第25条第4項、第26条の各命令を実施した旨の未届出 事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出 事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出	局長通達5(1)⑧ 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告	及び6(1)④による 警告 警告 警告 警告 警告 警告	
道路運送法第83条	有償旅客運送の禁止 ① 道路運送法第4条違反（反復、計画的なものと認められるもの） ② 道路運送法第83条違反（臨時、偶発的なものと認められるもの）	60日車×違反車両数 40日車×違反車両数	局長通達6(1)⑥による 80日車×違反車両数	
道路運送法第84条	運送命令の違反	60日車	局長通達6(1)⑤キによる	
道路運送法第95条 道路運送法施行規則第65条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車	